

介護費の自己負担上限額が細分化

住民税課税対象者の「高額介護サービス費」自己負担上限額

〈現在〉		〈8月から〉	
所得区分	世帯の月上限	年収(課税所得)	世帯の月上限
住民税 課税	4万4400円	約1160万円以上(690万円以上)	14万100円
		約770万~1160万円未満(380万円以上)	9万3000円
		約770万円未満(380万円未満)	4万4400円

老後にかかるお金として、不安を感じる人が多いのが介護費です。介護が必要になれば介護保険が利用できます。介護保険は、市や町が主体となって、40歳以上の人が保険料を出しあい、介護サービスが利用できるという保険制度です。

介護サービスを受けるためには、申請などで要介護認定を受ける必要があります。その結果、状態ごとに「非該当」「要支援1・2」「要介護1~5」に区分されて認定され、区分ごとにサービス費用の1カ月の支給限度額(約5万円~約37万円)が決まります。支給限度額の中に含まれないサービスとして、福祉用具の購入費用や住宅改修費の支給などもあります。

支給限度額までの介護サービスを利用した場合、本人の収入などでサービス費用の自己負担割合が決まります。例えば、年金年収等が280万円未満は、費用の「1割負担」です。合計所得金額160万円以上かつ、単身世帯で、年金収入+その他の合計所得金額280万円以上(65歳以上の夫婦世帯は346万円以上)は「2割負担」、単身世帯で年金収入+その他の合計所得金額が340万円以上(夫婦世帯は463万円以上)

は「3割負担」になります。この負担割合の残りの9割~7割の費用は、介護保険が負担をするわけです。また施設に通ったり、泊まったり、入居する場合は別途、食費や居住費(滞在費)、日常生活費の自己負担(所得や資産で異なる)が必要になります。

要介護度が高くなると高額な介護サービスが受けやすくなるわけですが、その分負担もかさみます。そこで、介護保険の負担が一定の上限を超えた場合は「申請」と超過分が戻る制度があります。この制度が8月から負担上限額が、図のように所得によって細分化されて改正されます。また、介護費に加えて医療費の1年間の自己負担額がかさんだ場合に「高額医療・高額介護合算療養制度」も利用できますが、これらも「申請」が必要です。

今後も介護サービスの費用負担については、所得や預貯金等で応分の負担になるよう基準が厳格化されていくようです。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスアドバイザー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン